

茂原市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について

茂原市福祉部高齢者支援課

特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年3月1日老企第36号）第3の10において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、茂原市では次のとおり正当な理由の範囲を定めることとしました。

1 正当な理由の範囲

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護がサービスごとでみたときに、5事業所未満である場合。
- (2) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合。
- (3) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。
- (4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合で次のいずれかに該当しているとき。
 - ア 当該事業について、紹介率最高法人がISOの認証（ISO9000）を取得しているとき。
 - イ 当該事業について、紹介率最高法人が福祉サービス第三者評価の標準項目において、項目別評価コメントにおける実施、未実施項目の数で、実施が90%以上（端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入とする。）であるとき。なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前3年度分までのものとする。
 - ウ 基準型通所サービスを併せて実施している通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所で、事業所評価加算を算定しているとき。
- (5) 居宅サービス計画（以下「プラン」という。）作成時点で、次の（Ⅰ）又は（Ⅱ）に該当するプランを除いて再計算した結果、紹介率最高法人の割合が80%以下になる

場合又は各サービスの1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下である場合。

(I) 次のサービスについて、それぞれ定める基準のいずれかに該当するプラン

① 訪問介護

ア 通院等乗降介助を行っている事業所が実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン(通院等乗降介助が必要な者を対象としたものに限る。)

イ 早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン(早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。)

ウ 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ若しくはⅢを取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン(認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者及び要介護4又は要介護5である者が対象であるプランに限る。)

② 通所介護及び地域密着型通所介護

早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン(早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。)

③ 福祉用具貸与

医師等の指示で介護機器の選定を行った者が対象であり、当該介護機器を取り扱っている事業所を位置付けているプラン

(II) 市町村若しくは地域包括支援センターから紹介された支援が困難な事例に該当する者又は平成12年3月31日以前からの利用者が対象であるプラン

2 特定事業所集中減算の取扱い

特定事業所集中減算算定表様式及び正当な理由を確認できる書類を提出いただいた上で、『茂原市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について』に基づき、審査を行います。特定事業所集中減算の該当の有無については通知でお知らせいたします。